

厚生労働省発健0330第15号
令和3年3月30日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
独立行政法人の長
国立大学法人の長
関係機関の長

殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

感染症予防事業費等の国庫負担（補助）について

標記の国庫負担（補助）金の交付については、平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号本職通知の別紙「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、予防接種法に基づく定期接種（ロタウイルスワクチン）に係るマイナンバー情報連携体制整備事業、予防接種事故発生調査事業及び健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業については令和3年1月28日から適用することとされたので併せて通知する。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。